

責任ある研究活動への取り組み
—研究活動における不正行為について—

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所
倫理委員会
2016年4月

1 研究倫理教育実施の目的

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(大臣決定)」(2014年8月)において、各研究機関において研究倫理教育を実施するように要請された。それに沿って、ここにガイドラインを策定し、提示する。ガイドラインの具体的な目的は、次の通りである。

- 1 不正行為に関する基本的考え方を明らかにする
- 2 防止のための取組(組織の管理責任の明確化)
- 3 特定不正行為への対応(告発・調査・認定等)
- 4 特定不正行為及び管理責任に対する措置
- 5 文部科学省による調査と支援

2 研究活動における特定不正行為とは

ガイドラインでは、次の行為を特定不正行為とする。

- 1 ねつ造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 2 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 3 盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

3 研究活動における不適切な行為とは(1)

オーサーシップ(著作権)を次のように定義する。

論文著者・共著者として論文に掲載するためには

- 1 研究の企画・構想、調査・実験の遂行に本質的な貢献、実験・観測データの取得や解析等において実質的に寄与すること。
- 2 論文草稿の執筆、論文の重要箇所への意見表明等、論文の完成に寄与すること。
- 3 論文の最終版を承認し、論文内容が説明できること。

以上の3条件をすべてクリアできる場合のみ、著者・共著者となることができる。それに該当しない者を著者として記載したり、該当する者を著者として記載しないなどの行為は、不適切な行為とみなされる。

4 研究活動における不適切な行為とは（2）

二重投稿を次のように定義する。

印刷物、電子媒体を問わず、すでに出版された、あるいは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為をいう。不適切な行為とされる理由とは、次のようなものをいう。

- 業績の水増しや特定の考えを示す論文を多く見せることによって、読者にミスリードを誘発すること。
- 不必要な査読によって、他の研究者の時間を無駄にすること。
- その他、1つの研究を分割して公表する行為はサラム投稿と呼ばれて、二重投稿と同様、業績水増しとみなされ、不適切な行為とされる。

5 研究紀要への投稿論文の扱い

研究紀要『理論と動態』及び *Social Theory and Dynamics* への投稿論文の査読等に関する規程は別に定める。

『理論と動態』投稿規程

Author Guideline of *Social Theory and Dynamics*

6 特定不正行為と不適切な行為の扱い

- 特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）

世界各国、文部科学省のガイドライン、日本学術会議の声明「科学者の行動規範」等で共通して研究不正として定義されているものであり、違反がある場合、文部科学省が研究者、研究機関へなんらかの措置（ペナルティ）を課すものとする。

- 不適切な行為（不適切なオーサーシップ、二重投稿等）

二重投稿的な行為は一切認めません。違反がある場合、文部科学省が研究者、研究機関へなんらかの措置（ペナルティ）を課すものとする。

7 責任ある研究活動を行うために

- もし、万が一にも不正行為の疑いの指摘を受けたときには、研究者自身に疑いを覆すに足る説明が求められる。

- 研究に関わる資料等の適切な保存が求められる。

研究に関係した資料・試料・実験ノート等での記録・画像データ、インタビュー記録などを成果発表後も適切に保管・管理することを求める。

○成果の公開において

成果を公開するときは、先行研究の調査を行い、そこからの引用や参照した文献等についての引用元を明示するよう求められる。

○共同研究において

共同研究者のあいだで、役割分担、責任、データ取得・管理・共有の方法、成果発表時の論文記載方法等を全員で確認するよう求められる。

8 研究活動の留意点

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所の研究者職務規程

第15条 研究者は、前項の機会においてその研究成果を公表するときは、研究協力者等のプライバシーの保護に留意しなければならない。

第16条 研究者は、本法人に係る研究活動に伴うトラブル等が生じたときは、速やかに、本法人に報告し、本法人とともにその解決を図らなければならない。

9 科学研究費補助金に関わる不正とその防止

科学研究費補助金に関わる不正の定義とその防止について、別に規程を設ける。

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所の文部科学省科学研究費補助金の扱いに係る規程

10 研究活動及び研究費の取扱いに係る不正の防止

不正行為の防止及び不正行為者の処罰に関わる倫理委員会について、別に規程を設ける。

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所研究者研究活動規程

11 研究者の行動規範に基づく研究の実施と、研究所が責任をもって不正行為を防止するという姿勢に基づく研究倫理教育の実施に、今後ともご理解とご協力をお願いする。

公正・適正・明晰な研究活動及び科研費補助金の執行を実践し、研究者及び研究所が誇りを持って研究活動に励むことのできるよう期待する。

